

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書・契約書
個人情報使用同意書

あいしょう小栗

あいしょう小栗 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援又は要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方はご相談下さい。

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 名石会 |
| (2) 法人所在地 | 愛媛県松山市星岡一丁目 31 番 7 号 |
| (3) 電話番号 | 089-909-5454 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 石山 将 |
| (5) 設立年月日 | 平成 26 年 10 月 23 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所
令和 4 年 3 月 1 日指定
介護保険事業所番号（ 3890102035 ） |
| (2) 事業の目的 | 社会福祉法人名石会が設置経営するあいしょう小栗（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援及び要介護状態にある者に対し、適切な（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | あいしょう小栗 |
| (4) 事業所の所在地 | 愛媛県松山市小栗 5 丁目 1 番 25 号 |
| (5) 電話番号 | 089-968-1088 |
| (6) 事業所長（管理者）氏名 | 竹本 臣司 |
| (7) 当事業所の運営方針 | ①当事業所において提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する松山市条例、公示の主旨及び内容に沿ったものにします。
②利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切にサービスを提供します。
③利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。 |

- ④（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練、及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。
- ⑤（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行います。
- ⑥登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。
- ⑦利用者の要支援及び要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- ⑧提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図ります。

(10) 開設年月日 令和 4年 3月 1日

(11) 登録定員 29人

(通いサービス利用定員18人、宿泊サービス利用定員6人)

(12) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室となっております。(ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室（個室）	6室	和室3室、洋室3室、11.86㎡～12.39㎡
居間兼食堂	90.42㎡	
台所	7.77㎡	
浴室	1F 介護浴室 6.75㎡ 特殊浴室 16.87㎡	
消防設備	一式	

※上記は、松山市が定める基準により、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 通常の事業の実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 松山市（但し、島嶼部除く）

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	年中無休 6時～20時

訪問サービス	24時間
宿泊サービス	年中無休 20時～6時

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 事業所長 (管理者)	1人	0人	事業内容調整
2. 介護支援専門員	1人	0人	サービスの調整・相談業務・居宅サービス計画作成
3. 計画作成担当者	1人	0人	(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画作成
4. 介護従事者	14人	0人	日常生活の介護・相談業務
5. 4のうち看護職員	1人	0人	健康チェック等の医務業務

【主な職種の勤務時間】

従業者の職種	勤務体制
1. 事業所長 (管理者)	主な勤務時間： <u>7：00～16：00、8：00～17：00、10：00～19：00</u> 夜間の勤務時間：16：00～翌日10：00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
2. 介護支援専門員	
3. 計画作成担当者	
4. 介護職員	
5. 看護職員	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)

利用料金は、厚生労働大臣が定める告示上の額によるものとし、サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担割合に応じた金額となります。(下記資料参照)ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定めます((6)参照)。

◇介護保険利用料

○基本介護費

算定条件		単位	利用料金	自己負担
要支援1	短期利用	1日	4,240円	左記金額に利用者負担割合を乗じた額
	同一建物外	1月	34,500円	
	同一建物	1月	31,090円	
要支援2	短期利用	1日	5,310円	
	同一建物外	1月	69,720円	
	同一建物	1月	62,810円	
要介護1	短期利用	1日	5,720円	
	同一建物外	1月	104,580円	
	同一建物	1月	94,230円	
要介護2	短期利用	1日	6,400円	
	同一建物外	1月	153,700円	
	同一建物	1月	138,490円	
要介護3	短期利用	1日	7,090円	
	同一建物外	1月	223,590円	
	同一建物	1月	201,440円	
要介護4	短期利用	1日	7,770円	
	同一建物外	1月	246,770円	
	同一建物	1月	222,330円	
要介護5	短期利用	1日	8,430円	
	同一建物外	1月	272,090円	
	同一建物	1月	245,160円	

○加算

加算項目	内容	単位	利用料金	自己負担
初期加算	利用開始日から30日間	1日	300円	左記金額に利用者負担割合を乗じた額
認知症加算(Ⅲ)	日常生活自立度Ⅲ以上の認知症の者	1月	7,600円	
認知症加算(Ⅳ)	要介護2で日常生活自立度Ⅱの認知症の者	1月	4,600円	
若年性認知症利用者受入加算(要介護)	若年性認知症利用者ごとに担当を決め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う。	1月	8,000円	
若年性認知症利用者受入加算(要支援)		1月	4,500円	
看護職員配置加算(Ⅰ)	常勤の正看護師を1名以上配置	1月	9,000円	
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	利用者の心身の状況や家族の変化に伴い(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を見直し、地域との交流を図る。	1月	8,000円	
科学的介護推進体制加算	利用者全員を対象としてLIFEへ情報提供し、フィールドバックされた情報に基づき、	1月	400円	

	PDCA サイクルに反映させ、利用者へのサービス向上を図る。			
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	職員ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している利用者に関する情報、もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は職員の技術的指導を目的として会議を定期的開催する。常勤の介護職員が6割以上	1月	3,500円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 短期利用		1日	120円	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員の処遇向上及び賃金の改善の実施	1月	月額所定単位数の 14.6%	

【サービスの概要】

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・食事の提供及び食事の介助を行います。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等使用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス及び電気等を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

- ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

※月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かつた場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

※月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（２）ア及びイ参照）。

※厚生労働大臣の定める告示上の額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険の給付対象とならないサービス）

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に対する費用です。

料金：朝食４２０円 昼食６２０円 夕食６２０円 おやつ７０円

（１日あたり１，６６０円）

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

１日：２，１１０円 例：１泊２日利用した場合は４，２２０円です。

ウ 送迎に要する費用

通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する交通費です。

通常の事業の実施地域を越えてかかる交通費 実費

エ 居室における電気器具使用料 １日 ５５円（１品目につき）

オ おむつ代（尿とりパットを含む） 実費

カ レクリエーション、クラブ活動、ドライブ等

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、ドライブ等に参加していただくことができます。 利用料金：材料代や入園料等の実費をいただきます。

キ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。 1枚につき 10円

ク 日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費をいただきます。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用については、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。

② 自動口座引落

②銀行振込 愛媛銀行 北条支店 普通預金 口座番号 8976339
口座名義 社会福祉法人名石会 理事長 石山 将

※現金でのお支払いはご遠慮しております。

(4) 利用の中止、変更、追加

・(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスは、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、または宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

・5.(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、5.(2)の介護保険の対象外サービスについては、利用予定日の3日前の15:00までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の3日前、15:00までに申し出があった場合	無料
利用予定日の3日前、15:00までに申し出がなかった場合	食事代相当

・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 介護予防サービス等の利用に係る計画（以下「介護予防サービス計画」という。）及び居宅サービス計画について

利用者又は家族と面接し、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう心身の状況や生活環境に応じて適切なサービスが提供できるよう計画の原案を作成し、また、その原案に位置づけたサービス等について保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及び家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。そして、毎月1回は居宅を訪問し、利用者及び家族と面接し、また、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画及び居宅サービス計画の実施状況の把握を行い記録するとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画及び居宅サービス計画の変更等を行うものとします。そして、利用者が指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所を変更した場合に、変更後の指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及び居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(6) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画について

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域の住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職氏名】 職名：管理者 氏名：竹本 臣司

○受付時間 月曜日～金曜日（9：00～16：00）

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

○苦情解決のフローチャート

利用者・家族・地域住民→施設の苦情受付担当で苦情受付→苦情内容の確認→苦情処理対策委員（管理者・計画作成担当者・介護職員）が苦情に対しての解決処理→利用者・家族等に報告を行う。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

松山市 <u>指導監査課</u>	所在地 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 別館2階 電話番号 089-948-6968 受付時間 8時30分～17時15分 月～金
------------------	---

愛媛県国民健康保険団体 連合会	所在地 愛媛県松山市高岡町101番地1 電話番号・FAX 089-968-8700 089-965-3800 受付時間 8時30分～17時15分 月～金
愛媛県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 愛媛県松山市持田町三丁目8番5号 電話番号・FAX 089-998-3477 089-921-8939 受付時間 9:00～12:00、13:00～16:30 月～金

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等について評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉 構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センター職員、(介護予防)小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等 開催：隔月で開催 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

〈協力医療機関・施設〉	
医療法人同仁会 おおぞら病院	所在地：愛媛県松山市六軒家町4番20号 TEL：089-989-6620
みやた歯科	所在地：愛媛県松山市福音寺町41番1 TEL：089-976-2022
社会福祉法人名石会	所在地：愛媛県松山市星岡一丁目31番7号
特別養護老人ホームほしのおか	TEL：089-909-5454

9. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める防災計画に則り対応を行います。また、非常時の避難・誘導・通報等訓練を年2回、契約者も参加して行います。災害別に非常災害計画を作成し、事業所のみえやすい場所に掲示します。

防火管理者：二宮 克之

【消防用設備】

スプリンクラー設備・自動火災報知器・非常通報装置・ガス漏れ探知機・誘導灯・消火器

【地震、大水等災害発生時の対応】

防災計画及び自治体の地域防災計画等による。

10. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (3) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (4) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- (5) 事業所内での他の利用者へ対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- (6) 原則として、第一身元引受人に利用者に関する事項を連絡致します。連絡がつかない場合には第二身元引受人に連絡するものとします。また、利用料の請求書は、第一身元引受人に送付するものとします。
- (7) 食材発注の関係上、食事の注文・中止・解除は3日前の15:00時を締め切りとさせていただきます。中止される場合は、それまでにご連絡下さい。遅れた場合は、急な体調不良を除いてキャンセル料をいただきます。

11. 第三者評価の実施

- ・自己評価し、そのことを運営推進会議に報告し、出席者に評価してもらいます。それを公表します。

12. 事故発生時の対応

- ・利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ・事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して行った処置について記録します。
- ・事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

13. 緊急時における対応方法

- ・職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- ・主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

14. 記録の整備

- ・事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- ・利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

あいしょう小栗 利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人名石会（以下「事業者」という。）は、契約者が、事業者が設置したあいしょう小栗（以下「事業所」という。）から提供される（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができることを目的として、第4条に定める（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービスの内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約書の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了の7日前までに契約者から文書等による契約終了の申し入れが無い場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（介護予防サービス等の利用に係る計画又は居宅サービス計画（以下「（介護予防）居宅サービス計画」という。）及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 1 事業所の管理者（以下「管理者」という。）は、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）に契約者の（介護予防）居宅サービス計画作成に関する業務を担当させることとします。また、事業所の計画作成担当者に契約者の（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 計画作成担当者は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 事業者は、（介護予防）居宅サービス計画、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について、契約者及びその家族に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとし、

- 4 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または契約者もしくはその家族等の要請に応じて、(介護予防)居宅サービス計画、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して(介護予防)居宅サービス計画、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、医療系サービスなど(介護予防)居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、(介護予防)居宅サービス計画、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者及びその家族に対して説明した上で書面を交付し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

第4条 (介護保険給付対象サービス)

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス(以下、「通いサービス」という。)、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス(以下、「訪問サービス」という。)及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス(以下、「宿泊サービス」という。)を柔軟に組み合わせ、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第5条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町から給付を受ける額(以下、「介護保険給付費額」という。)の限度において、契約者に代わって市町から支払いを受けます。
- 2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払います。
- 4 月途中で要介護度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 前項のほか、契約者は、以下の料金を事業者に支払うものとします。
 - 一 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び訪問サービスに係る交通費
 - 二 食事の提供に要する費用
 - 三 おむつ代
 - 四 宿泊にかかる費用
 - 五 (介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生

活において通常必要となるものに係る費用であって、契約者に負担させることが適当と認められる費用

- 6 前5項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

第6条（利用の中止、変更、追加）

- 1 解約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護保険給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明した上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

第8条（事業者及びサービス従業者の義務）

- 1 事業者及び従業者は、サービス提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、現に（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- 4 事業者は自ら提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域との交流を図るものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、それをその完結した日から5年間保管し、契約者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第9条（守秘義務）

- 1 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。また、従業者は従業者でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければなりません。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、契約者に係る他の（予防）介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 損害賠償（事業者の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・風水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第5章 契約の終了

第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合
 - 五 第14条から第16条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

第14条（契約者からの中途解除）

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第7条第3項により本契約を解約する場合
- 二 契約者が入院した場合

第15条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者または従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、7日前までに解約文書を事業所に提出し、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくは従業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくは従業者が、故意または過失により契約者またはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第16条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合
- 三 契約者が故意または重大な過失により事業者または従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第17条（精算）

第13条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において、契約者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌月10日までに精算するものとします。

第6章 その他

第18条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

第19条（協議事項）

本契約に定められていない事項については、事業者は介護保険法その他諸法令に定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

あいしょう小栗

説明者職名：_____ 氏名：_____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始及び個人情報の使用に同意します。また、上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通保有するものとします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者 住 所：愛媛県松山市星岡一丁目 31 番 7 号
事業者名：社会福祉法人 名石会
代表者名：理事長 石山 将 (印)

契約者 住 所：
氏 名： (印)

第一身元引受人 住 所：
(家族代表)
氏 名： (印)
続柄 ()
電 話：
携 帯：

第二身元引受人 住 所：
氏 名：
続柄 ()
電 話：
携 帯：